

[報告事例]

オンラインでも配信される講演会において、要約筆記を申し込んだが、対応してもらえなかった

[当事者]

難聴者・中途失聴者である A さん

[報告内容]

難聴者・中途失聴者である A さんは、会場で要約筆記が行われている講演会がオンラインでも視聴できることを知り、講演会の参加申込を行った。A さんが要約筆記にて視聴したい旨を主催者に伝えたところ、主催者からはオンライン配信では要約筆記は見ることができないとの回答であった。

会場では、要約筆記が行われているのに、オンライン配信では見ることができないのは、合理的配慮の不提供ではないか。

[対応結果]

主催者においては、要約筆記をオンラインで配信することについて検討していたが、予定していた機材・配信方法では、適切な表示が難しいことから、対応しないこととしていた。

要約筆記付きの配信希望が寄せられたことから、要約筆記の実施（読めるように表示ができるかなど）について、改めて検討され、機材の追加などによる対応がなされた。

当日、A さんはオンライン配信で要約筆記画面を見ることができ、講演会に参加することができた。

利用されるオンラインシステムや機材、当事者の環境（ブラウザやデバイスなど）にもよるが、要約筆記画面の表示が可能であることが確認できた。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法に関する基本方針においては、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、あいサポート条例において、「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障」を規定しています。

障がいのある方が、障がいのない方と同様に情報を取得し、利用できることが重要です。

研修実施者においては、障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上に努めることが求められます。